

議案第 1 0 2 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

児童手当法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

〔内 容〕

児童手当法が一部改正され、児童の父母等の所得額に応じた児童手当の特例給付制度が廃止されたことに伴い、これに応じた規定の整備を行うこととする。（別表第 2 関係）

〔適 用〕

公布の日